時事新報

臺灣處分の方針

臺灣の嶋民に對する方針は嚴重一偏を旨として阿片の喫烟を禁ずるは勿論、衣服も改めしめ斷髪令も施行すべし或は所持主の分明ならざる田地田畑等は悉く沒收して官有に歸せしむ可し毫も遠慮に及ぶ可らずとの次第は我輩の屢ば述べたる所なれども世間にては之を大人氣なしとして反對の説も少なからざるよしにて實は當局者も何れの説に從ふべきやとて思案當惑の意味なきに非ずと云ふ強ち無理ならぬ次第にして内地に在て單に表面上より推論するものと嶋地の實際を視て其人情風俗を察したるものとは自ら所見の相違あるのみならず等しく實地を目撃したるものにても其地位關係の如何に依りては自から觀察の點を異にするものなきに非ず例へば同じ商人にしても彼の嶋民と事を共にして利を收めたるものは彼等の頼るべく信ずべきを稱すれども之に反して彼等と競爭の地位に立ちしものは其狡猾にして卑劣なるを云々するが如く施政上に就ては或は嶋民の馴れ易きを便として寛大の民政を敷く可しと云ひ或は一通りの折檻にては容易に度し難き獷猂の嶋民なれば軍政を以て處分せざる可らずと云ひ人々所見を異にして殆んど底止する所を知る可らず若しも當局者にしてかゝる議論に耳を傾けたらんには施政の方針は終始動搖して歸する所なく新領地の人民をして到底我治化に浴せしむるの期なきに至るべし我輩の掛念に堪へざる所なり抑も新版圖を治むるには國家の經營上より大方針を定めて容易に動かすべきにあらず彼の英國の如きは海外の領地に對するに無頓着の主義を執りて成るべく無事に治め專ら歳入の多きを謀るの方針にして自から一種の方策なれども我國の場合は之に異なり臺灣の土地を我手に入れたるは恰も家族の大に增加して從來の家のみにては甚だ手狹にて萬事不自由を感じたる折柄偶然他の空家を求め得たると同樣の次第なれば其家の勝手宜しからずとあれば新主人の思ふまゝに模樣替して一日も早く家族を移住せしめざる可らず或は國に入ては禁を問ひ禮を行ふには俗に從ふべしなど古風の議論もあらんかなれども是れは昔し世界の狹き時代に一國の版圖内に行はれたる諺にして新に海外の地を得て異域の民を御せんとするが如き今日の場合には通用す可らず我輩の斷じて取らざる所なり又翻て東洋の天地を眺むれば濁浪澎湃、渦を卷かんとする其中心に當りながら軍事上に大關係ある新領地の始末に荏苒日を空うするが如きは實際に危險至極と云はざるを得ず多年來中華中國の尊大を夢みたる其頑夢の未だ醒めざる頑民等がたま〳〵一敗したればとて平素より輕蔑したる倭奴の日本人に心服すべき理由なければ斷然威力を用ひ一朝外患の變あるも彼等をして内應するなど能はざらしむるまでに取締るの必要なるは數の見易き所なるべし河海は細流を擇ばずとて從來の風習を保存して彼等の歡心を得んとするが如きは永く後患を遺すの姑息手段に過ぎざれば假令ひ多少の異論者あるも此際思ひ切て威壓主義の方針を一定し着々實行せんと我輩の呉れ〴〵も勸告する所なり

雜報

○十二品取引所創業總會　東京十二商品取引所にては一昨日午後三時より帝國ホテルに於て創業總會を開けり出席者は委任狀共二百四十五人此權利數四千二十三にして創立委員長眞中忠直氏會長席に着き發起以來の經過を報告し次で定款を議了し創業費二千八百圓は異議なく承認することに決し其れより會長は今回株主岩谷松平氏の發起せる食料、鳥獸取引所（資本三萬圓）と海産、鷄卵の二品を追加し五萬圓に增資して設立認可を經し上同氏より無條件合同の申込ありたりとて各株主の意見を問ひしに不同意者も少からざりしかど結局合同することに決し十二品取引所なりしを十五品とし從て三十五萬圓の資本を四十萬圓に增加することに決し役員には左の諸氏當撰して散會せしは午後九時なりしと云ふ

理事　眞中忠直、中澤彦吉、小野金六、加藤祖一、田中武兵衛

監査役　園田實德、喜谷市郎右衛門

○米國郵船の到着　東西汽船會社の米國郵船ゲーリック號は二月十五日に桑港を發し去る三日横濱へ到着す可き筈なりしが途中にて屢々暴風雨に逢ひ漸く一昨朝八時四十分に着したり但し同號は其前便なるシチー　オヴ　オリの消息に就ては之を知らずと云ふ

○猿廻し（六）

第六　猿飼の生活

飼猿が猿廻しの家にありては先づ猿箱と稱する一小函中に起臥するものなれども漸次馴るゝに從つて其生活を自由にし或は庭前に長竿を建て置きて之に上らしむることもあり又座敷中を走り廻らしむることもあり食物は日に三度握飯を與ふることなれども山野に生活せしに似ず冷飯を嫌ふが故常に温なるを用意し置きて之を與へ萬一温なる飯のなき時は冷飯に湯を注ぎて湯漬飯となし之を給すといふ又時々菓子、菓物等を與ふることもあれども皆分量を定めて與へ過食せざる樣注意するが故案外食量は些かなれども常に强壯活潑なるのみか山より捕て里に出る時は顏一面に皺ありて歯の根も甚だ薄弱なれども飼馴さるゝに從つて五官の働き鋭敏と爲り顏の皺は次第に去て艶を生じ恰も若返るが如しとなり

又山出しの兒猿に藝を仕込むの法は前にも述べし如く猿飼人之を伴ひて一室に入り鞭と苧綱と手拍手の工合にて敎へ込む事なれども最初の間は此拍子甘く揃はざるを以て猿飼人傍より手を取りて或は起たせ或は座らせ幾度か繰返へして調子を馴らしたる後座すると起つとの工合を能く覺へ込めば夫れよりは又鞭を以て苧綱を打つの手加減を會得せしめ尚は進んでは鞭にて疊を打つ音を聞て起座することを敎へ込み夫れより愈々藝道に取掛るものにして其拍子は鞭一本の叩き工合に在りといへども芝居を仕組むに當りては常に立役を雄猿に爲さしめ女形には雌猿を用ふる習ひにて男女混淆芝居なることそ可笑けれ是れ雄猿は常に勇壯活潑なるに雌猿は柔弱にして自然に男女の猶り役あり躍りに一層の興を添るが爲にして斯く猿飼に雌雄の猿を飼置ゆゑ人間界ならば隨分小新聞の種を製造するならんも動物界は極り善して更に此事なしといふ其仔細を聞に元來猿の孕胎期は冬季にありて十二、一、二、三月迄の間なれば飼主が少しく注意して此季節のみ雌雄を近づけしめざる時は生涯非情の動物にて事すなり尤も稀れには飼主の眼を忍んで兒を孕む雌猿ありと雖も姙娠の期は八箇月にて人間と同じく一產に一疋なれば其兒が生長するまでの手數と休業の爲め飼主の損毛量る可からずとて孰れの飼主も冬季は殊に要愼するとぞ

又世間にては往々猿の名を忌みて之を「エテ物」又は「ヤエン」などゝ稱する理由を聞くに猿廻しが猿を背負ふて諸方に出步行く其時はトケ輪と名くる綿布或は綱布の頸輪を猿めさせ居るが故一見恰も罪人が繩附けられし姿に似たりとの感覺より之を嫌ひ殊に博徒盜賊等は道にて之に出逢ふさへも忌みしといふ理由より起りしとの事なれども「猿」を「去る」とは其音通じて緣談の時を始め總て客商賣の社會にて之を忌みしに基くなる可し

第七　猿の菩提所

猿飼の由來は古き昔にて奈良の朝より始まりたれども中古江戸にて此事の行はれ天下の猿を淺草の猿屋町にて支配したる頃に當り毎歳江戸市中にて死したる猿を埋葬し其菩提を弔ふ爲め猿の墓所を建立せり是れ猿塚と稱するものにして其施主は即ち猿屋町の頭取十三人にして彼等が手飼の猿とそは畜生と雖も天下の直參と稱し御用の高張に市民を驚かしたる稀代の威權を保ちしかば其死したる時は埋葬至つて鄭重にして十三人の頭取は列を爲し淺草新谷町の法華宗慶印寺へ送り込み住職の讀經を受けて燒香の煙りと共に同寺の中にある此猿塚に葬らるゝが例にして此猿塚と稱する墓所は今尙は同寺に現存し猿屋町組合の跡を嗣げる山本新右衛門當今其世話を爲し居る由なるが塚の石碑は臺石とも高さ四尺五寸幅一尺二寸位の石塔にして表面には

南無妙法蓮華經　三界萬靈
元祿十四年辛巳天
七月下旬一日

とあり右側には多寸善遊
には釋迦文佛爲譜中六親
長太夫、門太夫、傳右衛門
りて彼の有名なる名猿早
は別に一基の石碑立ち居

○俳話

風流翁は「蘿屑」に狂歌
俳話を二つ三つ、
その一　或る禪僧の俳諧
たる者、一歲上總の國に
家に杖を留め、松の内は
小兒等の遊べるを友として
足らぬ童子發句したりとて
梅の花紙鳶がかゝる
と吟じ出しぬ、花の咲く
を見ては世をはかなむも
れば、梅を見て紙鳶を思ひ
すも一つ情なりと感心して
れば、悅びて打群れながら
て又群寄り來りしが是れ
も一句したりとて、
初春の門やたちまふ
と吟じ出す、傍らより十二
句なりと云ひ爭ひて又去

北蕃の頭人正面及び側面の圖

（イ）籐の皮にて作れる三日月付の帽子　內部は籐を組たるものなり　（ロ）結髮紐　（ハ）背

各地汽車發着

○新橋横濱及國府津間（並横須賀線）新橋發（下り）午前五時四十五分六時二十分（急行横須賀及國府津迄）、七時卅分（横須賀直行）八時五十分（國府津直行）、八時五十分（急行横濱迄）、九時二十分（横須賀及國府津迄）、十時二十分（横濱迄）、十一時（急行横濱迄）、十一時四十五分（急行横須賀及國府津迄）、後十二時卅五分（横須賀直行）、一時卅分（横濱迄）、二時卅分（急行[illegible]及國府津迄）、三時廿五分（横濱迄）、四時[illegible]分（横[illegible]）[illegible]時五十分（横濱迄）、五時五十分（急行横須賀及國府津迄）、八時四十[illegible]

●國府津發（上り）午前五時廿六分（急行）、七時十分、九時四十時卅分（急行）十一時五分、午後一時十分（急行）、二時四十分（急行）、四時十五（急行）六時三十七分（急行）、七時三十七分、九時二十五分（急行）五時四十分（急行）、[illegible]十一時十五分（急行）●横須賀發（上り）午前[illegible]

○新橋赤羽[illegible]午前五時五分、八時十五分、九時五十[illegible]

二時四十五分、大垣迄、六時五分（急行神戸迄）、八時五十五分（濱松迄）、
午前三時四十八分（急行神戸迄）、◉濱松發（下り）[illegible]三時二十分（米原迄）、九時四十分（[illegible]